

## 新型コロナウイルス感染防止対策のお願い

福祉センターの利用条件として、下記のとおり感染防止対策へのご理解、ご協力をお願い致します。

### センター貸館開始について

- ◆ 5月末までは、市民福祉の活動拠点として地域住民の活動（社会福祉関係者及び同団体）から利用を開始します。
- ◆ 6月以降については、福祉センター管理運営規程第2条（使用者の範囲）により、収容能力に余裕がある場合は、一般の使用を認めます。（状況により変動）

### 利用条件について

- ◆ 『3密』回避のため利用人数の制限を行います。  
5月末までは、全室原則10名以下の利用のみ受け付けます。  
6月以降は、各部屋の収容人数の50%以下を目安として下表のとおり『3密』を回避した距離が確保できる人数とします。

貸し室名	利用制限人数
本館2階 大会議室	原則 30名以下
別館2階 会議室1、2	原則 15名以下
別館2階 娯楽室	原則 10名以下
本館3階 中会議室	原則 15名以下
本館3階 和室	原則 12名以下

（会議室1は、6～7月の間、使用できません。）

- ◆ 全員のマスク着用の周知・徹底、適切な換気と消毒をしてください。
- ◆ 座席の配置は、十分な間隔を空けて対面にしないでください。

### 参加者の把握について

- ◆ 参加者の当日の体調について報告を求め、発熱等の症状があれば入場を制限してください。
- ◆ 必要に応じて参加者の氏名や連絡先など把握してください。

※ 感染拡大状況によっては、再休館の措置を行うこともありますので、ご理解の程よろしくお願い致します。

令和2年5月18日

社会福祉法人 春日市社会福祉協議会  
事業総務課 総務担当

TEL 092-581-7225